

里帰り等で産後ケア事業を利用したい方へ ～利用料助成のご案内～

令和8年4月時点

○利用できる方

下記のすべてに当てはまる方

- ① 利用日時点で高知市に住民票がある、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
- ② 高知市の産後ケア事業の承認を受けている(妊娠16週以降に申請できます)
- ③ 里帰り出産^{※1}、又は高知市外の医療機関での出産のために、高知市委託事業所以外の者^{※2}が提供する産後ケアのサービスを利用した場合

※1 : 県内市町村への里帰りについては、本市の「訪問型」の委託事業者が対応できる場合があります。詳細については「高知市訪問型産後ケア対応助産師一覧(高知市ホームページ掲載中)」をご確認ください。

※2 : 他の市町村と産後ケア事業に係る委託契約を締結している事業者に限ります。委託契約の有無は、当該市町村のホームページ等でご確認ください。

○上限回数

高知市内、市外での利用にかかわらず、訪問型、宿泊型(1泊が1回)、通所型合わせて8回まで

基本的な利用の流れ

★サービスを利用する前に高知市産後ケア事業の利用申請が必要です。

- ① 予約 利用を希望する産後ケア施設に連絡し、予約をとる。
- ② 利用、支払い 産後ケア利用後に、施設に利用料全額を支払う。
- ③ 申請 高知市母子保健課の窓口にて助成金を申請する。
※申請期間は最終利用日から1年以内です。
- ④ 決定、振込み 審査の上、助成の可否を決定。助成金の交付が決定した場合、決定日の属する月の翌月末までにご指定の口座に振込みます。

申請に必要なもの

- 高知市産後ケア事業助成金交付申請書
- 領収書の原本
※必ず産後ケアの利用種別(訪問型・宿泊型・通所型)が分かるもの
- 利用した産後ケアのサービス内容が確認できる書類
例)母子健康手帳の産後ケア事業利用欄の写し
- 高知市交付のチケット
※助成金の対象となる、産後ケアを利用した回数分のチケットをご持参ください。

助成限度額

高知市で定める「助成限度額(下の表を参照)」または「利用施設でお支払いされた費用」のいずれか低い方の金額から「利用者負担額」を差し引いた額を助成します。

種別	課税区分	利用者負担額	助成限度額
訪問型	A 生活保護世帯	0円	15,000円
	B 市民税非課税世帯	0円	15,000円
	C 市民税課税世帯(所得割・均等割)	1,500円	13,500円
	D 市民税課税世帯(均等割のみ)	1,000円	14,000円
宿泊型	A 生活保護世帯	0円	56,000円
	B 市民税非課税世帯	0円	56,000円
	C 市民税課税世帯(所得割・均等割)	5,000円	51,000円
	D 市民税課税世帯(均等割のみ)	4,000円	52,000円
通所型	A 生活保護世帯	0円	25,000円
	B 市民税非課税世帯	0円	25,000円
	C 市民税課税世帯(所得割・均等割)	2,500円	22,500円
	D 市民税課税世帯(均等割のみ)	2,000円	23,000円

助成の対象となるのは、下記の内容に限ります。

- (1)お母さんに対する身体的ケア、保健指導及び栄養指導
- (2)お母さんに対する授乳指導(乳房マッサージを含む)
- (3)お母さんに対する心理的ケア等
- (4)育児に関する指導及び育児サポート等
- (5)お母さんに対する療養上の世話
- (6)食事の提供(宿泊型及び通所型のみ)

〈お問い合わせ先〉
〒780-8571
高知市本町5丁目1番45号
高知市役所本庁舎3階
こども未来部 母子保健課
TEL:088-855-7795
FAX:088-855-7796